

## 広報あいおい有料広告掲載基準

### 1 目的

この基準は、毎年4月号から3月号までの広報あいおいの紙面に有料広告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 掲載基準

相生市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 霊感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) 法律で禁止されている商品や、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (13) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (14) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (15) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
- (16) 社会的に不適切な広告
- (17) 国内世論が大きく分かれている広告
- (18) 社員、アルバイト、パート等の募集広告
- (19) その他市長が掲載を不適切と認める広告

### 3 広告の規格及び掲載位置

- (1) 掲載する広告原稿はモノクロとする。
- (2) 広告の掲載位置は、原則として広報あいおいのうち、市が指定する6ページ分（カラー

ページを除く。)とし、下から高さ45ミリメートルの範囲とする。

(3) 広告のサイズは次のとおりとする。

サイズ	
①	縦45mm×横188mm
②	縦45mm×横93mm
③	縦45mm×横61mm

#### 4 広告の内容等

広告の内容及びデザイン等については、公共性及び広報あいおいのイメージ、デザイン等を保持するため、次に定める事項を順守しなければならない。

- (1) 第2項及び要綱第3条に掲げる内容に抵触しないこと。
- (2) 文字と背景のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (3) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (4) 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とする。
- (5) 市長は、広告の内容が前各号に抵触又はそのおそれがあるときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

#### 5 掲載料金

掲載料金は次のとおりとし、相生市の指定する方法及び期日までに遅延なく納入することとする。

サイズ	掲載料金		
	1回分	5～6回分	11～12回分
①	20,000円	96,000円	180,000円
②	15,000円	72,000円	135,000円
③	10,000円	48,000円	90,000円

#### 6 広告の掲載期間

広告掲載期間は1か月単位とし、連続する掲載期間は最長12か月とする。ただし、年度を越えることはできない。

## 7 申込方法

- (1) 申込は、掲載希望月の前々月 15 日までに相生市有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に  
広告案を添えて提出しなければならない。ただし、申込は先着順とする。
- (2) 広告内容に変更が生じた場合、掲載月の前々月の末日までに相生市有料広告掲載申込内  
容変更届（様式第 3 号）に変更しようとする広告原稿を添えて提出しなければならない。
- (3) 提出する広告原稿は、電子データ及びプリントアウトしたものとする。

## 8 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、平成 25 年 1 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後に掲載する有  
料広告から適用する。

### 附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以後に掲載する有料広告  
から適用する。